

第4期市川市教育振興基本計画(案)の概要

1 計画策定の趣旨

- 第4期計画は、教育基本法第17条第2項に規定された、市川市の教育振興のための施策に関する基本的な計画です。
- 第4期計画は、市長と教育委員会の協議の場である総合教育会議における議論を踏まえ、市長が策定した「市川市教育振興大綱」を尊重して、策定しています。
- 市川市総合計画の「教育」に関する分野を担うものであり、関連計画とも整合性を図っています。

2 計画の対象

教育委員会が所管する幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の学校教育及び生涯学習を計画の対象範囲とします。

3 計画の期間

令和6年度から5年間で。

4 計画の体系

◆市川の教育の目指す姿

- 互いに認め合い、自分の思いを実現できる子ども
- 誰もが幸せを感じ、ともに学び支え合う、家庭・学校・地域

◆基本理念・・・市川の教育の目指す姿を実現するため定めるもの

「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」

◆基本的な3つの考え方・・・各施策の実現にあたり重視するもの

- 1 すべての人の可能性を引き出す教育
- 2 家庭・学校・地域の連携
- 3 学びの環境整備(教育DX)

◆計画の体系一覧

基本方針	目標	施策
〈方針1〉 子どもたち 一人ひとりの可能性を 引き出す教育の推進	1 確かな学力の育成	1 幼児期における教育の推進 2 児童生徒の確かな学力を育成する取組の推進 （「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善） 3 学校段階間の接続の推進
	2 豊かな心の育成	4 道徳教育・人権教育の充実 5 読書活動の充実 6 体験活動・交流活動の充実
	3 健やかな体の育成	7 望ましい生活習慣を身に付ける取組の推進 8 食育の推進 9 運動やスポーツに親しむ機会の充実
	4 社会の変化に対応できる 資質・能力の育成	10 社会的・職業的自立 11 社会参画意識の醸成 12 グローバル人材育成
〈方針2〉 学びの質の向上と 学びの保障の実現	5 ICTの活用推進	13 児童生徒の情報活用能力の向上 14 教育のICT環境整備の充実 15 教職員のICT活用指導力の向上
	6 指導体制・教育環境の整備	16 働き方改革の推進 17 教職員の指導力の向上 18 安全・安心で質の高い教育環境の整備
	7 多様な教育ニーズへの対応	19 特別支援教育の推進 20 不登校児童生徒への対応 21 夜間中学の教育的支援と教育活動の充実 22 教育費負担の軽減に向けた経済的支援 23 教育的支援が必要な子どもへの対応と相談体制の強化 24 放課後の子どもの居場所づくりの推進
	8 家庭・学校・地域の連携と 協働の推進	25 家庭の教育力の向上 26 地域の教育力の向上と地域の教育資源の活用の推進
	9 生涯にわたる学びの推進	27 生涯学び、活躍できる環境の整備 28 図書館機能を活用した学習活動の充実 29 博物館などの活用を通じた学習活動の推進 30 公民館の活用の推進
	10 文化財の保護・活用と調査	31 文化財の保護・活用と調査の推進